

平成 2 4 年度事業報告

1. 概要

平成 2 4 年度総会に於いて、定款の改正、一般社団法人へ移行することについて承認をいただき、平成 2 5 年度一般社団法人への移行を踏まえ、定款の改正に基づき、規則・規程等の改正承認をいただき、平成 2 5 年 4 月 1 日から、一般社団法人伊勢崎法人会が新たに誕生いたしました。

本法人会は、会員皆様のための法人であり、税知識の普及、納税者意識の啓発に努め、税制・税務に関する提言を行い、適正・公平な申告納税制度の維持発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献して参りました。

以上の目的から、関係当局並びに会員の皆様の協力の下、概ね計画通り進捗し、所期の成果を収めることができました。

2. 公益事業

【税務支援事業】

平成 2 4 年度の税務支援事業の実施状況

内 容	講 師 等	回数	参加者
部会・支部別等税務研修会	伊勢崎税務署担当係官	1	28
決算期別説明会	伊勢崎税務署担当係官	6	175
新設法人説明会	伊勢崎税務署担当係官	1	14
青年部会税務研修会	伊勢崎税務署担当係官	1	17
税制・経営資料の提供 (支部単独で研修会に替えて配布)	税制・経理等小冊子の配布	1 1	会員全員 支部会員
税制改正説明会	伊勢崎税務署担当係官	1	193

【税の啓発・提言事業】

平成 2 4 年度税の啓発・提言事業の実施状況

〔1〕税務研修会・会報誌発行等の際 e-Tax、eLtax の周知啓発活動を行いました。

〔2〕会報誌「法人会報」を 6 回発行し、延べ 13,800 部発行し、会員、地区公民館、市役所・支所等へ配布し、法人会の宣伝はもとより、税知識の啓発に努めました。

〔３〕税制委員会を中心に提言する内容を検討し、県法連を通じて全法連に提出しました。また全国大会で採択された提言について、地元選出国會議員及び、伊勢崎市長・市議會議長へ提言活動を実施しました。

〔４〕DVDカメラを購入し、租税教室講師養成等の利用を図りました。

《法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項》

本年1月29日に「平成25年度税制改正大綱」が閣議決定されました。平成 25 年度税制改正では、「成長と富の創出」の実現に向けた税制上の措置が講じられるとともに、「社会保障と税の一体改革」を着実に実施するため、所得税、資産税についても所要の措置が講じられます。

法人会では、「平成25年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、政府・政党・地方自治体に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、事業承継税制、交際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれ、以下のとおり実現（または一部実現）する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 交際費課税

法人会提言 (交際費課税の見直し)	改 正 案
・損金不算入割合 10%の撤廃	中小法人の交際費課税の特例を拡充し、定額控除限度額を 600 万円から 800 万円に引き上げるとともに、10%の損金不算入措置が廃止されます。

2. 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

法人会提言 (経済活性化と中小企業対策)	改 正 案
・企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置はかかせない。	(1) 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の 30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度が創設されます。 (2) 環境関連投資促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備が追加されます。 (3) 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一

	定の共同研究等が追加されます。 (4) 労働分配(給与等支給)を一定以上増加させた場合、その増加額の 10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制が創設されます。 (5) 雇用促進税制を拡充し、税額控除額が増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に上げられます。 (6) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に 30%の特別償却又は 7%の税額控除ができる制度が創設されます。
--	--

[資産課税]

1. 贈与税

法人会提言 (贈与税)	改 正 案
・贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき ・個人資産の世代間移転の促進 ・相続時精算課税制度の拡充	(1) 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。〔参考〕参照) (2) 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げ、受贈者に 20 歳以上である孫を加える拡充措置が講じられます。 (3) 子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに 1,500 万円まで(学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円を限度)を非課税とする措置が創設されます。

2. 事業承継税制

法人会提言 (事業承継税制の拡充)	改 正 案
----------------------	-------

・相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実 ・親族外への事業承継に対する措置	(1) 経済産業大臣による事前確認制度が廃止されます。また、相続税等の申書、継続届出書等に係る添付書類のうち一定のものについて提出を要しないこととなります。 (2) 雇用確保要件について、「8割以上を毎年維持」から、5年間における常時従業員数の「平均が8割以上」に緩和されます。 (3) 贈与時において贈与者が認定会社の「役員でないこと」とする要件について、贈与時において当該会社の「代表権を有していない」ことに改められます。また、役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 (4) 一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても納税猶予制度の適用が認められることとなります。 (5) 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式以外の財産の価額から控除されます。 (6) 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、年2.1%(現行)から年0.9%に引き下げられます。 また、経済産業大臣の認定期間(5年間)の経過後に納税猶予税額を納付する場合については、当該期間中の利子税は免除されることとなります。 (7) 民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予額を再計算し、当該再計算後の納税猶予額について納税猶予を継続する特例が創設されます。 (8) 後継者は先代経営者の親族であることとする要件が撤廃されます。
--	---

[個人所得課税]

1. 金融税制

法人会提言 (金融所得一体課税)	改 正 案
・幅広い金融商品を対象にした金融一体課税の制度拡充	金融所得課税の一体化が拡充(公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等)されます。

[復興支援のための税制上の措置]

法人会提言 (震災復興)	改 正 案
・原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じる。	(1) 避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人にも同様の措置が適用されます。 (2) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等が1年延長されます。 (3) 高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000 万円の特別控除が創設されます。 (4) 東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600 万円(現行 360 万円)に上げられます。

【参考】贈与税の税率構造の見直しについて

＜20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合＞

現 行		改正案	
200 万円以下の金額	10%	200 万円以下の金額	10%
300 万円 〃	15%	400 万円 〃	15%

400 万円 〃	20%	600 万円 〃	20%
600 万円 〃	30%	1,000 万円 〃	30%
1,000 万円 〃	40%	1,500 万円 〃	40%
—		3,000 万円 〃	45%
1,000 万円超の金額	50%	4,500 万円 〃	50%
—		4,500 万円超の金額	55%

＜上記以外の場合＞

現 行		改正案	
200 万円以下の金額	10%	200 万円以下の金額	10%
300 万円 〃	15%	300 万円 〃	15%
400 万円 〃	20%	400 万円 〃	20%
600 万円 〃	30%	600 万円 〃	30%
1,000 万円 〃	40%	1,000 万円 〃	40%
—		1,500 万円 〃	45%
1,000 万円超の金額	50%	3,000 万円 〃	50%
—		3,000 万円超の金額	55%

〔４〕租税教室では、講師要請研修２回。述べ２１名が受講し、６回の租税教室を次のとおり実施しました。

区 分	学 校 数	クラス数	児 童 数
管内小学校	６校	延べ１３	延べ３７１

〔５〕税を考える週間に合わせて、伊勢崎市租税教育推進協議会による作文コンクールが開催され、法人会長賞等選考に協力し表彰しました。

〔６〕新成人に対して、成人の日に税知識の啓発する冊子を２,９００部配布しました。

【地域社会貢献事業】

〔１〕法人会公開セミナー（旧法人学校）を市文化会館で４回開催しました。

回	参加者	テーマ	講 師
第１回	５１名	大阪・橋下改革と群馬	日本経済新聞前橋支局 支局長 鈴木禎央 氏
第２回	７９名	働く女性の奮闘記 ～女性税務署長として～	伊 勢 崎 税 務 署 署長 齋藤純子 氏
第３回	４７名	東日本大震災の救助から学び得た防災について	自衛隊第１２後方支援隊長兼 新町駐屯地司令 １等陸佐 宮田英徳 氏
第４回	４９名	ロンドンオリンピックテニ	オリンピックテニス競技

		ス競技選手を支えて	ストリンガー 川端隆史 氏
--	--	-----------	---------------

〔2〕 **税を考える週間記念事業**を市文化会館小ホールで開催しました。

「マーガレットサッチャー 鉄の女の涙」映画上映を開催し、374名が参加しました。

〔3〕 **花いっぱい運動**

市民の集う街角に6月サルビア、11月パンジーを植栽し、多くの市民ボランティアと協働により郷土の町づくりに貢献しました。

〔4〕 **広瀬川クリーンの集い**、市民ボランティア、伊勢崎ロータリークラブ、宮郷ハイキングクラブ等多くの団体と協働して中心市街地を流れる河川敷を清掃しました。
参加者137名

〔5〕 いせさき七夕まつり・いせさき祭り・イルミネーション等協賛しました。

【経営支援事業】

〔1〕 **新年講演会**

企業経営の健全化と向上を図るため、実践経営総合研究所長を招き、「中小企業経営に元気の出る特効薬」と題して講演会を開催しました。

〔2〕 **部会別経営研修会**

中小企業に対する融資制度等会報に掲載し研修会に替えました。

〔3〕 **青年部会・女性部会視察研修会**

青年部会では経営支援のための講演会を実施した外、女性部会では視察研修会等を実施しました。

〔4〕 **支部研修会**

本年度3回目、3支部合同で、伊勢崎税務署担当係官を講師に国税庁レポート及び、国税の組織機構並びに申告等税務に関する講義をいただきました。

〔5〕 冊子『資金繰りと改善のポイント』『6+3+3で12個の中小企業の決算対策』等を全会員に配布した外、伊勢崎・赤堀・東支部では支部単独で経営者支援のための冊子を配布し経営者支援に努めました。

〔6〕 青年部会では、税務研修会として、「中小の海外展開支援策の活用法」講演会を開催し 29名が参加しました。

3. 共益事業

【会員支援事業】

〔1〕 会員の親睦と異業種交流を目的にゴルフ大会を開催しました。

〔2〕 指定金融機関と連携し、法人会融資制度の啓発をしました。

〔3〕 役員視察研修会を開催しました。

【厚生制度推進事業】

〔1〕生活習慣病予防健診の実施

(財)全日本労働福祉協会の出張健診を実施しました。

〔2〕法人会福利厚生制度推進委員会の開催

厚生委員会委員を中心に協力を勧奨し制度推進を図りました。

〔3〕福利厚生制度推進協議会の開催

大同生命保険株式会社をはじめ3社の担当者による、推進のための施策について発表していただき、福利厚生制度の推進は、会員増強と一体的な関係にあり、会員増強が不可欠な要素であることを理解していただき、福利厚生制度推進委員はもとより、法人会役員も紹介運動実施に協力勧奨しました。

〔4〕中小企業向け貸倒保険制度の推進

チラシ等会報に同封し会員への啓発を図り支援に努めました。

【会員維持・拡大事業】

〔1〕会員増強運動の実施

会員増強は、支部単位で役員1人1社以上の勧誘を目標に増強に努めたほか、関係団体等に協力要請し、増強に努めました。

〔2〕会員増強月間の設定

10月から2月まで会員増強月間として、支部を中心に増強活動を展開勧奨しました。

〔3〕新設法人の加入勧誘の強化

新設法人資料を作成し、支部を中心に勧誘促進を図りました。

〔4〕会員増強用資料の整備

法人会の目的、福利厚生制度、講演会の開催、会員交流会の開催等制度の説明勧誘のための資料を作成し、支部に配布し会員増強の勧奨に努めました。

《平成24年度会員の状況》

支部名	当初会員数	入会会員数	退会会員数	移動数	増減数	年度末会員数
伊勢崎	1,038	56	43		13	1,051
赤堀	165	7	6	△1		165
東	162	8	8	1	1	163
境	241	8	11		△3	238
玉村	197	6	4		2	199
その他	4	1			1	5
計	1,807	85	71		14	1,821

4 その他

その他、会議、研修会、説明会、法人会公開セミナー、関係団体との連絡協議会については、次頁以降のとおりでありました。